

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 優良図書の推奨
- 有害図書の指定
- 指定居宅サービス事業者の指定
- 〃
- 令和3年度准看護師試験の実施
- 知事指定薬物の指定の失効
- 岡山県防除実施基準の変更
- 【公告】
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧
- 地域森林計画の変更案の縦覧
- 基本測量の終了
- 公共測量の終了
- 道路の位置の指定
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

男女共同参画青少年課

〃

指導監査室

〃

医療推進課

医薬安全課

治山課

経営支援課

耕地課

林政課

監理課

〃

建築指導課

〃

目次

担当課（室）

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

◎岡山県告示第五百四十四号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原 隆 大

発行所 対象

番号	図 書 名	著 者	監修	発行所	対象
1	たのしいはじめてずかん	能島久美江	監修	ナツメ社	幼児
2	ちいさなてのおおきなうた	五味ヒロミ	作	生活の医療社	”
3	すいめん	ユルト聖子	絵	”	”
4	ペンツのなかのまほう	高久至	写真・文	アリス館	小学生(低)
5	どっちでもいい子	なかがわさやこ	作	かもがわ出版	”(低)
6	子ども環境学	でぐちかかずみ	絵	”	”(中)
7	31センチの約束	かさいまりあき	作	岩崎書店	”(高)
8	いにしへの言葉に学ぶ きみを変える古典の名言物語 竹取物語・今昔物語ほか	おとないちあき	絵	新星出版社	”(高)
9	窓の向こう トクトル・コルチャツクの生涯	朝岡幸彦	監修	西日本新聞社	”(高)
		ながん	絵	”	”(高)
		福井蓮	文	汐文社	中学生
		ふすい	絵	”	”
		アンナ・チェルヴィンスカリーゼル	著	石風社	”
		田村和子	訳	”	”

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

◎岡山県告示第五百四十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	実話ナックルズ GOLD Vol. 12	大洋図書
2	〃	週刊実話 ザ・タブー 11月6日号	日本ジャーナル出版
3	〃	芸能お宝最新特報 BUZZOOOON！ インテルフイン ！！ VOL. 2	
4	〃	ラダ zeroes VOL. 12	大洋図書
5	〃	恋愛白書パステル 2021年11月号	宙おおぞら出版

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

◎岡山県告示第五百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ゆず株式会社

2 所在地

岡山県津山市野村三〇三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ゆず株式会社

2 所在地

岡山県津山市野村三〇三番地一

三 指定年月日

令和三年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二四九三

五 サービスの種類

訪問介護

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

◎岡山県告示第五百四十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ボンボヤージュ

2 所在地

岡山県瀬戸市長船町土師一四七一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社SUMAIZU

2 所在地

岡山県瀬戸市長船町福里九十二番地

三 指定年月日

令和三年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一一一

五 サービスの種類

通所介護

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

◎岡山県告示第五百四十八号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、令和三年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

令和四年二月十五日（火曜日）午後一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

岡山県看護会館（岡山市北区兵団四番三一号）及び岡山県看護研修センター（岡山市北区兵団四番三九号）

三 受験願書の提出期間

令和三年十二月十日（金曜日）から同月十七日（金曜日）までの午前九時から午後五時十五分までとする。ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。なお、郵便又は信書便による送付の場合は、令和三年十二月十七日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和四年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和四年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 3 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（令和四年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 4 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（令和四年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 5 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和四年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 6 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに

掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

7 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、知事が適当と認めたもの

五 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添えて、岡山市北区内山下二丁目四番六号（郵便番号七〇〇一八五七〇）岡山県保健福祉部医療推進課へ提出すること。郵便又は信書便による送付の場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法によること。

1 卒業証明書又は修業証明書（四6又は7に該当する者にあつては、その旨を証する書面）

四1から5までに該当する者であつて、出願の時に於いて卒業見込み又は修業見込みのものは、三の提出期間内に卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出し、令和四年三月二十八日（月曜日）午後五時十五分までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

卒業証明書又は修業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、その異動を確認することができる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの上半身を写したものであつて、裏面に撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記入したもの（受験願書の所定の欄に貼り付けること）。なお、学校又は養成所が受験願書を取りまとめて提出する者については当該学校又は養成所において、それ以外の者については岡山県保健福祉部医療推進課において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

六 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

七 受験手数料

1 六、九〇〇円とする。受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納入すること。なお、証紙には消印しないこと。

2 既納の受験手数料は、返還しない。

八 試験科目

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

- 1 人体の仕組みと働き
 - 2 食生活と栄養
 - 3 薬物と看護
 - 4 疾病の成り立ち
 - 5 感染と予防
 - 6 看護と倫理
 - 7 患者の心理
 - 8 保健医療福祉の仕組み
 - 9 看護と法律
 - 10 基礎看護
 - 11 成人看護
 - 12 老年看護
 - 13 母子看護
 - 14 精神看護
- 九 試験方法
- 筆記試験（四肢択一式）
- 十 合格発表の日時及び場所
- 令和四年三月十五日（火曜日）午前九時
- 岡山県保健福祉部医療推進課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/34/>）及び同課前において発表する。
- 十一 合格証書の交付
- 試験の合格者には、合格証書を交付する。
- 十二 その他
- 1 郵送による受験願書の請求は、岡山県保健福祉部医療推進課を宛先とし、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して行うこと。
 - 2 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和三年十二月十七日（金曜日）までに岡山県保健福祉部医療推進課へ申し出た場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
 - 3 試験の詳細については、岡山県保健福祉部医療推進課（直通電話〇八六一二二六一七三二三）へ問い合わせること。

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

◎岡山県告示第五百四十九号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 「ー」(ベンゾ「b」チオフェン「ニール」シクロヘキシル」ピペリジン (通称名 Benocyclidine、BTCP) 及びその塩類
- 2 N・N-ジエチル「ニ」(四「メトキシフェニル」メチル」ー五「ニトロー「ヘベンゾ「d」イミダゾール「ール」エタン「ール」アミン (通称名 Metonitazene) 及びその塩類
- 3 キノリン「ール」三「(四・四「ジフルオロピペリジン「ール」スルフォニル」ー四「メチルベンゾアト (通称名 F-QMP SB) 及びその塩類
- 4 N「(アダマンタン「ール」(シクロヘキシルメチル)「ール」インダゾール「三「カルボキサミド (通称名 ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA) 及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和三年十月三十一日

◎岡山県告示第五百五十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定により岡山県防除実施基準を変更したので、岡山県農林水産部治山課及び各県民局農林水産事業部森林企画課において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

〔四五二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方二二二三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 船橋 啓二

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 MULプロパティ株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 船橋 啓二

（変更後） 名称 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 船橋 啓二

4 変更年月日

令和三年十月一日

二 届出年月日

令和三年十月二十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

2

令和三年十一月二日から令和四年三月二日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

〔四五三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

矢掛地区 江良工区

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

令和三年十一月二日から同月二十三日まで

四 縦覧の場所

矢掛町役場

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

〔四五四〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、高梁川下流森林計画区、旭川森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更するため、当該地域森林計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、高事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

令和三年十一月二日から同月二十五日まで

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

〔四五五〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市	測量区域
基本測量（オルソ作成）	測量の種類
令和三年十月十二日	終了年月日

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

〔四五六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市、倉敷市、笠岡市、備前市、浅口市、里庄町及び美咲町
測量の種類	公共測量（道路三次元データ計測）
終了年月日	令和三年九月三十日

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

〔四五七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇二四号 令和三年十月二十 一日	都窪郡早島町早島字東山二四四九番 一六	六・〇〇	一一・二六

令和3年11月2日 岡山県公報 第12341号

〔四五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字大塚三四六四一、三四六六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原八五四―九メゾウツド中原一〇二

福見 将也

福見まどか

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月六日

岡山県指令建指第二〇二号